

令和7年第3回定例会

雨竜町議会会議録

令和7年 9月 4日 開会

令和7年 9月10日 閉会

雨竜町議会

令和7年第3回雨竜町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年9月4日（木曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会
所管事務調査報告、道内政務調査報告

第 4 議案第47号 専決処分した事件の承認について

「令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第2号）」

第 5 議案第48号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第3号）

第 6 議案第49号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 7 議案第50号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第 8 議案第51号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第 9 認定第 1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について

第10 認定第 2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

第11 認定第 3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

第12 認定第 4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について

第13 報告第 4号 令和6年度雨竜町の財政健全化判断比率の報告について

第14 報告第 5号 令和6年度雨竜町公営企業の資金不足比率の報告について

○出席議員（8名）

1 番 吉 見 拓 也	2 番 佐々木 徹
3 番 木 村 啓 治	5 番 吉 本 周 治
6 番 野 村 耕次郎	7 番 沖 田 浩 一
8 番 須 見 栄 一	9 番 竹ヶ原 利 明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1 番 吉 見 拓 也	2 番 佐々木 徹
-------------	-----------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白 川 久 純
農業委員会会長	高 島 智 之
代表監査委員	木 村 幸 一
副 町 長	源 英 博
会計管理者 (出納室長)	先 名 輝 彦
総務課長	安 田 尚 之
住民課長	高 瀬 則 道
産業建設課長	佐々木 督
産業建設課技術長	西 井 浩 司
総務課主幹 (総務)	梶 田 勝 也
総務課主幹 (企画財政)	長 原 康 雄
住民課主幹 (福祉生活環境)	青 柳 祐 揮 枝
住民課主幹 (保健)	佐々木 未 歩
産業建設課主幹 (農政林務)	宗 近 秀 靖

産業建設課主幹 (商工観光)	小川智代
産業建設課主幹 (建設管理)	西井浩司
出納室主幹 (税務会計)	小川和宏
教 育 長	糸谷尚徳
教 育 課 長	瀧山智治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北川忠
農 業 委 員 会 長 農 務 局	佐々木督
農 業 委 員 会 長 農 務 局 次	藤田岳民
監 査 委 員 事 務 局 長 書 記	小宮山めぐみ

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小宮山めぐみ
主 任 級 主 事	岩塚圭輔

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しておりますので、令和7年第3回雨竜町議会定例会を開会します。

本定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議を行っております。その内容を委員長、沖田浩一議員より説明いたします。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長（沖田浩一） おはようございます。令和7年第3回定例会の議事運営について、去る8月27日に議会運営委員会を開き、協議をしておりますので、報告いたします。

本定例会の日程、会期及び案件については、町長提出議案は専決処分1件、補正予算4件、認定4件、報告2件、条例の制定2件、規約の変更3件、人事案件2件。次に、議会提出議案は一般質問1件、意見書案1件、会議案1件となっております。また、諸報告の中で行政常任委員会所管事務調査報告及び道内政務調査報告を聞くことといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、配付資料のとおりであります。

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付してあります議事日程表を御覧ください。

令和7年第3回雨竜町議会定例会議事日程（第1号）。第1日、令和7年9月4日木曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、会期の決定。日程番号3、諸報告といたしまして議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教

育行政報告、行政常任委員会所管事務調査報告、道内政務調査報告。日程番号4、議案第47号、専決処分1件。日程番号5から8、議案第48号から第51号、補正予算4件。日程番号9から12、認定第1号から第4号までの令和6年度一般会計ほか3特別会計の歳入歳出決算認定について4件。日程番号13及び14、報告第4号及び第5号の報告2件。以上を本日の議題とするものであります。なお、議件名については記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させました日程により進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和7年第3回雨竜町議会定例会議事日程のとおり進めることとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条により、

1番 吉見拓也 議員 2番 佐々木 徹 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月4日から9月10日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会期は、9月4日から9月10日までの7日間と決定しました。

お諮りします。会議規則第10条及び同条第2項の規定により、議事の都合から9月5日から9日までの5日間を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、9月5日から9日までの5日間を休会とすることに決定しました。

◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、諸報告を行います。

まず、議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付してあります議会報告書を御覧ください。今回は、令和7年6月17日から9月3日までの間のものではありますが、主なもののみ説明いたします。

8番、8月4日から6日にかけて東京都において空知町村議会議長会中央要望実行運動を実施し、本町からは竹ヶ原議長が出席しております。令和8年度に向けた北海道開発予算等の要望のため、道内選出国會議員や中央省庁へ要望活動を実施しています。

10番、8月25日、空知町村議会議長会第3回役員会が沼田町で開催され、竹ヶ原議長が出席しております。令和7年度のこれまでの事業報告のほか、空知町村議会議長会表彰規程に基づく表彰者の協議、令和8年度の事業計画案など、第2回定期総会に向けた議案の審議を行っております。

そのほか議会の動静や各委員会の開催状況につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、例月出納検査報告を聞きます。

木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村幸一） 例月出納検査の結果について報告申し上げます。

令和7年度会計、6月分については7月15日に、同じく7月分については8月13日にそれぞれ実施しており、地方自治法第235条の2第3項の規定により議長宛てに報告してあります。写しがお手元に配付されていると存じますが、一般会計並び

に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業会計について関係諸帳簿、証憑書類並びに現金、預貯金を照合し、いずれも適正に執行されており、相違ないことを確認いたしました。

なお、各計数につきましては調書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上でご報告とさせていただきます。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、町長より行政報告を聞きます。

白川町長。

○町長（白川久純） おはようございます。第3回定例会出席誠にお疲れさまでございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、私のほうから行政報告を行います。

今回の報告につきましては、令和7年6月17日から令和7年9月3日までのものであります。

まず、お手元の資料1番、一部事務組合議会の開催ということで、6件の議会の報告でございます。1枚めくっていただきまして、右肩に資料1とあります。まず、中空知衛生施設組合議会第1回臨時会が6月25日に開催されております。私と木村議員、佐々木議員が出席しております。条例の改正の一部改正、それから副議長、副組合長の選任ということでそれぞれ結果は原案どおりということでございます。

2番目、石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会、6月25日に開催されております。私と吉本議員が出席しております。副議長の選挙、それから副組合長の選任ということでいずれも当選、可決をいただいております。

それから、3番目、空知教育センター組合議会第1回臨時会、6月25日、これは野村議員が出席されております。副組合長の選任ということで原案どおり同意、可決という形になってございます。

4番目、滝川地区広域消防事務組合議会第3回臨時会が7月11日に開催されております。私と木村議員、野村議員が出席しております。議件につきましては、財産の取得ということで、水槽付消防ポンプ自動車水ⅠA型、これは新十津川消防団の第5分団に配備されるものでございます。内容につきましては記載のとおりであります。

裏面に続いて、同じく財産の取得ということで水槽付消防ポンプ自動車、こちらは滝川消防団第7分団に配備されるものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

5番目、空知中部広域連合議会第2回定例会が8月26日に開催されております。私、竹ヶ原議員、それから野村議員が出席されております。主なものとしましては、一般会計ほか3事業会計の令和6年度歳入歳出決算の認定について、それから令和7年度一般会計ほか3事業会計の補正予算、条例の一部改正、規約の変更が3件となっております。いずれも原案どおりの可決、認定という形になっております。

6番目、西空知広域水道企業団の議会、第2回定例会が8月29日に開催されております。私と須見議員、吉見議員が出席されております。令和7年度の水道事業の会計補正予算第1号、それから規約の変更が3件、6年度の水道事業会計の決算認定がそれぞれ原案どおり可決、認定されております。裏面に続きます。事業会計の中でもう一件、これは決算に併せまして西空知広域水道事業会計の資金不足比率の報告ということでございます。こちらに関しては、資金不足発生していないということで承認をされたところでございます。

次に、その他のふるさと寄附金、6月1日から8月31日までの実績でございます。記載のとおり、寄附者全体で3,093件ということで、前年度と比べますと約6割の件数となっております。寄附金額が1億7,122万4,500円ということで前年度から比べますと倍になっております。213%の増。道内、道外それぞれ道内については前年と比べまして65%、道外は60%の件数というふうになってございます。7年度のこれまでの総額が1億8,242万1,500円、前年同期と比べますと193%の増、約2倍という形になっております。件数につきましては、道内、道外ともそれぞれ前年対比62%、70%、全体で約7割という件数になってございます。

その次、雨竜小中学校における灯油漏れについてでございます。この件につきましては、これまでも途中経過報告をさせていただいているところでありますけれども、ここではこの案件に係る総括として報告をさせていただきます。発生年月日は、令和7年6月18日午前7時頃というふうになってございます。発生場所は、雨竜小中学

校の校舎南側の教材園になっております。この原因としましては、校舎を周回する地中の灯油送油管に気づかずに鉄のくいを打ち込んで、そのくいを動かしたため灯油が漏れたという形になってございます。

事故の経過でございますけれども、6月16日に授業でミニトマトの鉢を教室から校舎南側の壁側に担任の先生と子供たちで移動させたと。その日の午後に校務補さんが鉄くいを数か所打って、ロープをはわせてミニトマトの鉢が倒れないように固定をしたということでございます。灯油メーターにつきましては、校務補さんが朝と午後3時頃、1日2回行ってございまして、発生の18日の朝6時20分出勤、6時30分頃校務補さんが灯油メーターを点検したまでの間には数量の異常はなかったということです。18日の7時頃に教材園へ水やりのため、このミニトマトの鉢です。水やりのために、打ち込んでいたくいにホースが絡まったと。絡まったので、その絡まったくいを左右に動かしたと。その後真っすぐに伸ばしてロープを張り直したというところでございます。その日の午後校務補さんが灯油メーターを確認した際に異常な減り方に気づいたということでございます。小学校、中学校それぞれ管理職が校内周辺を見て回り、灯油の臭いがするというを確認し、教育委員会へ連絡が入ったというところでございます。その後午後3時20分頃教育委員会と燃料を補給しています三輪燃料店、それから滝川消防署の江竜支署の職員が学校のほうに来まして現地を調査したところでございます。同日同時間、3時40分頃送油を停止、50分に油膜を確認できる雨水ますを見つけ、周辺を確認したところ、ミニトマトの苗を支えるくいが原因でないかということが推測されまして、その周辺を掘り、4時20分頃灯油送油管にくいが刺さっているというを確認したというところでございます。このことによりまして汚水が排出された量が推計で約2.6キロということで推計をしています。

周辺の状況でありますけれども、学校隣接国道275号線の道路側溝約200メートルのうち、沈降箇所から下流100メートル、下流100メートルは学校から南側です。及び学校校舎向かい側の農業排水路で僅かな油膜を確認したと。その排水路の流入先の鶴田の沼では油の確認はなかったということでございます。

対応としまして、6月18日に国道道路側溝には油の吸着マットを設置すると。予防的に農業用の排水路、さらには鶴田の沼下流域に吸着マットを設置してございます。

18日には校舎の南側の箇所1か所掘削をしまして、土壌を分離しまして地下水をくみ上げたところであります。また、19日には校舎の向かい側、国道側にあります物置の前1か所を掘削し、土壌を分離し、併せて地下水のくみ上げを継続しているところがございます。また、19日、近隣住民に状況を説明し、近隣住民及び下流域で地下水の利用または排水の利用、これは飲用または農業用についてはないというところがございます。経過しまして23日、町が設置しています平和浄水処理場に、施設に油の臭いがすると。流れ込んだと思われる灯油が起因して曝気槽で泡状の不純物が発生している、これをバキュームカーでくみ取っております。22日までの間断続的にくみ取り、公共ますと水を、処理剤を断続的に投入したところがございます。これは6月23日から7月22日までの間のということでございます。24日、学校の敷地の地中の油の流出状況を確認するため、国道付近の学校駐車場をまた掘削をしております。ここでは油の浸透は確認されず、埋め戻しをしております。それから、26日、経過をしまして、学校敷地内の地下水のくみ上げを行っていた2か所の掘削の穴のうち、物置前からの水からは油分がほぼなくなってきたため、埋め戻しをしたところがございます。経過しまして、7月8日、校舎南側1か所の掘削穴から、水からは油の成分がほぼなくなってきたため埋め戻しをしております。国道の側溝の吸着マットの管理、それから農業用排水見回り、これもその間週5回行ってきましたが、週2回に変更し、継続したところがございます。また、21日には学校敷地の掘削後の埋め戻しをし、舗装を施行したところがございます。28日、浄化槽施設で油の臭いがしないということで以降経過観察をしたところがございます。8月5日までに鶴田の沼下流域の吸着マットで灯油由来と思われる油の吸着及び蓄積はほぼ確認されてございません。以上のことから、7月末をもってこの件については収束と判断、学校と隣接する道路側溝の吸着マットは継続して設置しております。道路排水の見回りは、8月中は週2回、9月は週1回から2回というふうに縮小を予定してございます。

これらに関する7月末現在での産業廃棄物排出量、これは引火性の廃油が3,660キロ、有機汚泥が2万2,440キロ、それから有機汚泥の水が7,120キロ、混合廃棄物が370キロ、瓦礫類が2,930キロ、合わせて3万6,520キロというところがございます。また、平和浄化処理施設における7月末現在の産業廃棄物

の搬出量は、引火性廃油が約1万2,000キロ、有機汚泥の水が約1万2,000キロ、合わせて2万4,000キロというふうになってございます。

これら一連の件に関しましては、滝川消防署の江竜支署、深川警察署雨竜駐在所、北海道開発局深川道路事務所並びに北海道開発局滝川河川事務所、空知総合振興局環境生活課、滝川保健所生活衛生課並びに空知教育局企画総務課について連絡をしたところでございます。

今回の灯油漏れ事故に関しましては、偶発的な事故とはいえ収束までに約1か月以上を要し、かつ多額の費用処理が発生したところでございます。幸いにも児童生徒及び周辺住民の皆さんの健康被害、また農作物の影響は確認されておりませんが、今後このような事故が発生しないよう、学校設置者として施設管理に万全を期してまいりたいと考えております。議員各位にはご心配をおかけすることになりましたことをおわび申し上げます。

なお、これらの処理に要する費用につきましては、特に緊急を要することから、事故発生翌日6月19日付で補正予算（第2号）を専決処分とし、本定例会議案第47号において報告し、承認を求めることとしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

報告書の裏面に移ります。3番目、雨竜町選挙管理委員会委員の補充についてでございます。8月19日付で第9町内、岡本博光氏より一身上の都合により辞任したい旨の届出がございました。地方自治法第182条の規定に基づきまして委員長が受理したところでございます。後任におきましては、補充員番号1番の第5町内、照井勝氏が9月1日付で就任したところでございます。後任の照井氏の任期につきましては、前任者の残任期間ということで令和10年6月26日までとなっております。

(4)番、その他でございます。中央要請行動等についての報告でございます。6月18日から20日までの間、農業農村の集いが東京都のほうで開催されております。北海道土地改良事業団体連合会空知支部の理事として出席をし、令和8年度農業農村整備予算の予算確保についての行動を共にしたところでございます。行動先は、北海道選出国會議員のところでございます。

また、6月26日から28日、国営農地の再編整備事業推進連絡会議の連絡協議会

要請行動に出席しております。要請先につきましては、国土交通省、農林水産省、それから財務省並びに北海道選出国會議員のところに同じく令和8年度予算要望についての要請活動を行ったところでございます。

また、7月30日から8月1日までの間、空知地方総合開発期成会の中央要望に出席しております。空知管内24の市、町の首長が4班の体制に分かれまして、私は環境省、厚生労働省、経済産業省、こども家庭庁並びに道内選出国會議員宛てにそれぞれ令和8年度予算についての社会資本整備事業並びに空知管内の課題等について要請をしたところでございます。

なお、先ほど申し上げました北海道国営農地再編整備事業推進連絡会議の令和7年度総会が8月8日に札幌市で開催されました。今回は役員改選の年でございます。引き続き私が副会長を仰せつかってございます。この役員の任期は、令和9年の総会までということで、2年の任期というふうになっております。今後とも国営農地再編整備事業予算確保に向けて要請活動等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上が雨竜町行政報告とさせていただきます。それぞれ補正予算、それから決算認定並びに人事案件等、今回の定例会に提出をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます行政報告とさせていただきます。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、教育長より教育行政報告を聞きます。

糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 教育行政報告を行います。今回は、令和7年6月17日から9月3日までの間のものであります。

1番目の雨竜町スポーツ賞の表彰についてでございます。令和7年8月27日、スポーツ賞の表彰を行っております。表彰者につきましては佐藤聖敦さん、北海道滝川工業高等学校軟式テニス部の3年生でございます。表彰理由につきましては記載のとおりでございます。

2番目の雨竜中学校部活動の結果についてでございます。中体連の北空知大会の結果から報告させていただきます。まず、ソフトテニス部です。6月25、26日に砂川市で開催されました。初日は団体戦が行われ、男女とも決勝トーナメントへ進みまして、男子は3位、女子は優勝し、男女とも空知大会への出場権を獲得しております。

また、2日目には男女の個人戦が行われまして男子4ペア、そして女子5ペアが出場しております。男子、布川、長原、田中、藤江ペアが、女子は高木、渡邊、大山、高山、後藤、藤澤ペアがそれぞれ空知大会への出場権を獲得しました。

次に、女子バレーボール部です。6月25、26日、妹背牛町で開催されました。雨竜中、沼田中の2校合同によるチームで出場し、予選含む4試合全てに勝利しまして優勝、北空知第1代表として空知大会への出場権を獲得してございます。

次に、中体連の空知大会であります。ソフトテニス部ですが、7月4日、5日、両日美唄市で開催され、団体戦、個人戦にそれぞれ出場しております。団体戦の部では、男女とも3位でございました。男子個人戦の部では、布川、長原ペアが3位となりまして札幌市で開催される北海道大会への出場権を獲得しました。男子のもう一組と女子の結果については記載のとおりでございます。

次に、女子バレーボール部です。7月4日、5日、南幌町で開催され、雨竜、沼田中の2校合同チームで出場しております。決勝戦まで勝ち進みましたが、決勝戦で惜しくも敗れ準優勝でありました。なお、北海道大会が深川市ほかで開催されることとなっておりましたことから、開催地枠で北海道大会への出場権を獲得しました。

次に、中体連の北海道大会での結果であります。まず、陸上部ですが、7月22日、室蘭市で中学校陸上大会が開催されまして、雨竜中学校3年生の岡村怜皇君が男子800メートルに出場しました。自己タイムを更新しましたが、残念ながら予選敗退となりました。

次に、女子バレーボール部です。7月31日から8月2日にかけて深川市及び妹背牛町で中体連のバレーボール北海道大会が開催されました。雨竜、沼田チームの合同チームで出場し、予選ブロック2試合を勝ち上がり決勝トーナメントに進出、1回戦は宗谷地区の地区代表チームと対戦し、2対ゼロのストレート勝ちをしました。準々決勝で十勝地区と対戦し、善戦したものの惜しくも敗れました。なお、空知からは地区優勝の南幌VC、バレーボールクラブと当番校の深川中学校が出場しております。深川中学校は残念ながら予選で敗退、そして空知地区優勝チームの南幌バレーボールクラブ、VCは決勝トーナメント1回戦で敗退しております。

次に、ソフトテニス部です。8月1日から3日にかけて札幌市で開催された中

体連ソフトテニス北海道大会に男子個人戦に布川、長原ペアが出場し、1回戦は勝利したものの2回戦で惜しくも敗れました。ちなみに、2回戦で対戦したペアが最終的には優勝しております。

中体連以外の結果でございます。野球部です。7月19日から21日にかけて帯広市、芽室町において第42回全日本少年軟式野球北海道大会ENEOSトーナメント北海道大会が開催されました。雨竜中学校をはじめ、北空知の町立学校5校による合同チーム、北空知連合で出場しました。昨年と同じ組合せとなりました1回戦、遠軽地区の遠軽中学校と対戦し、今回は11対5で勝利、2回戦も門別地区代表の西門別中学校に勝利しました。続く準々決勝では、地元十勝地区の帯広南中と対戦しましたが、惜しくも敗れております。

3番目の2025北海道日本ハムファイターズキッズサマーキャンプin雨竜でございます。8月7日、8日の2日間、第21回目となります北海道日本ハムファイターズキッズサマーキャンプinが道内各地の小学6年生35名が参加し、開催しております。ファイターズアカデミースクール4名の講師による指導の下、けがもなく2日間無事終了しました。今回新たな取組としましてファイターズ事業部総括本部より管理栄養士に来ていただきまして、選手はじめ保護者に対して食育の講話を行っております。今年度遠くは道北の猿払村から、また本町からは5名の6年生が参加しております。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、行政常任委員会から所管事務調査報告を聞きます。

行政常任委員会委員長、吉見拓也議員。

○行政常任委員会委員長（吉見拓也） それでは、行政常任委員会所管事務調査報告を行います。

日時につきましては、令和7年8月20日水曜日、同じく21日木曜日。

出席者につきましては、記載のとおりとなっております。

調査結果、地域活性化を見据えた道の駅北側広場の活用。平成9年に開設された田園うりゅうふれあいの里は、道の駅である田園の里うりゅうにおいて野菜の直売所や自然館、書道館など、本町の自然や農業をPRし、都市住民と本町を結びつける施設

であるが、その北側広場についてはイベント以外で使用されておらず、令和5年にURYUのモニュメントが設置され、訪れる観光客の撮影スポットとして利用されているものの、集客や活性化に寄与するまでのものとはなっていない。

過去には、馬車での遊覧、冬にはスノーモービルでのアクティビティーなどの取組を行ってきたが、様々な理由により中止となっており、現在は6月のおいしい！初夏んまつりに併せた暑寒ミーティング、9月の収穫大感謝祭新米祭りでの餅まきなどで定着しているもののほかは、令和6年に行われたハーベストフェストや今年6月に行われたNチャレンジなど単発な催しにとどまっており、通年活用されるよう検討する必要がある。

各委員から提案のあったキャンプ場や花畑などは、設備投資が必要となれば財政面で、管理や運営で人力的な課題もあるが、可能性も含めた上で検討していくべきである。

また、小さなイベントの同時開催や従来開催しているイベントに併せた北側広場の活用、イベントスタッフの町民ボランティア募集など、町民や地域が一体となり、様々な年代が来場する道の駅において町内外の方との交流の機会をつくることでさらなる活性化が図られると考える。

人口減少などにより町民同士が集まる機会が減る中、交流を持てる機会を増やしていくことがこれからのまちづくり、町の活性化につながり、行政だけではなく指定管理者や各団体と協議され、今後の道の駅北側広場の活用について十分検討されたい。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 続いて、道内政務調査報告を聞きます。

須見栄一議員。

○8番（須見栄一） それでは、道内政務調査報告を行います。

日時、令和7年7月11日。

場所、上川郡鷹栖町議会。

出席者、記載のとおりでございます。

調査報告、議会広報活動を通じた議会活性化の取組に関する調査を行いました。今回先進的な議会広報広聴活動により議会が活性化、道内のみならず道外の市町村議会

が視察訪問され、その活動がメディアにも紹介された上川郡鷹栖町議会を訪問し、調査を行いました。

統一地方選挙で3期連続無投票となった鷹栖町議会では、その要因は住民が議会に対し無関心であると分析し、議員全員が危機感を持ち、全員協議会において議会、議員に興味を持つ、そして議会、議員に理解を深める、議会に参加するを活動方針として取り組んでおりました。

その活動内容は、インパクトを重視した定例会や委員会開催のチラシ作成により住民に興味を持ってもらうこと、そして議会の概要や議場で疑問に思われることを想定して作成した傍聴ガイドブックの発行により議会を理解してもらうこと、また一般質問によるテーマの設定、説得力、共感度などを通信簿という形で住民が評価をし、議会に参加するなど、住民参加の議会を進めていくものであった。

活動における賛否はあるものの、議会への関心が高まったことで議員の意識も変わり、それがさらなる取組につながる好循環が生まれており、広報広聴活動が議会活性化に直結していると感じた視察訪問でありました。

訪問の際には鷹栖町議会議員と様々な意見交換を行い、今後参考とすべき点も多く、大変意義深い政務調査となりました。

本町議会においても、町民の目に留まる議会広報の作成や議会に関心を持ってもらえる広報活動に取り組み、今後を見据えた持続可能な議会運営に努めたい。

調査報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で諸報告を終了します。

◎議案第47号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、議案第47号 専決処分した事件の承認について「令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第47号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

次のページです。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第2号）について下記のように専決処分する。

令和7年6月19日、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度雨竜町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億617万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

お手元別冊の令和7年度6月19日付一般会計補正予算（第2号）をお開き願いたいと思います。この補正予算につきましては、行政報告の中でありました6月18日に発生いたしました雨竜小中学校の油漏れ事故に係る予算となっているところでございます。1ページ開いていただきまして、1ページ目、2ページ目、第1表、歳入歳出予算補正、補正額といたしまして合計1,199万4,000円を追加し、歳入歳出ともに39億617万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出、6ページをお開きください。8款土木費、5項1目下水道費、補正額620万円を追加し、2,331万円とするものでございます。27節で繰出金620万円、農業集落排水事業会計繰出金の増となっておりますけれども、これにつきましては平和処理場の油処理、清掃、ポンプ1基の交換等、これらのものにつきまして一般会計から繰り出すものでございます。

その下、10款教育費、1項教育総務費、3目学校管理費、補正額579万4,000円を追加し、1億3,633万1,000円とするものでございます。10節需用費で98万7,000円、消耗品費で42万7,000円は油吸着マット等の購入でございます。その下、学校修繕費の増、56万円につきましては工事掘削時の舗装

修繕となっております。12節委託料320万5,000円、地下タンク油貯蔵所及び送油管臨時点検業務委託料1万1,000円につきましては、初期の確認の点検委託であります。その下、学校施設廃棄物処理業務319万4,000円につきましては、油浸透度と、それから処理水の処分業務でございます。13節使用料及び賃借料8万2,000円、車両借り上げ料につきましては重機の借り上げとなっております。14節工事請負費152万円、屋外給油配管漏えい修繕工事、これにつきましては配管の掘削修理、それから埋め戻しの工事等となっているところであります。

5ページをお開きください。歳入、18款1項1目繰入金、補正額1,199万4,000円を追加し、4億8,683万円とするものでございます。1節基金繰入金で1,199万4,000円、財政調整基金繰入金の増となっておりますけれども、これにつきましては歳出に係る財源を基金により充当するというものでございます。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は項目が少ないので、歳入、歳出ともに款ごとに行うことにします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。8款土木費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 10款教育費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。5ページを御覧ください。18款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第47号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 専決処分した事件の承認について「令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第2号）」は、報告のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第48号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号5、議案第48号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第48号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度雨竜町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,834万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,451万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の令和7年度9月4日付の一般会計補正予算（第3号）を御覧いただきたいと思えます。1ページから2ページまで、第1表、歳入歳出予算補正といたしまして、合計で補正額2,834万1,000円、歳入歳出ともにこれを追加いたしまして、39億3,451万8,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出のほうから説明をさせていただきます。7ページをお開きください。2款総務費、2目文書広報費、補正額143万1,000円を減額いたしまして、1億2,241万円とするものでございます。12節委託料で143万1,000円の減、説明といたしまして、書いてございますけれども、先にこの中身の委託料の説明でございますが、これにつきましては当初令和7年、今年の11月から稼働に向けて進めておりました標準化システム、国の標準化システムでございますが、これが国の標準化の基準が変更になりましてシステム変更作業に遅れが生じると。このことから、システム移行を来年8年10月に本稼働に向けて目指すと。その対応をするものでございます。それによりまして、説明欄の上段であります。現行の総合行政システムの保守業務委託料、これを続けていかなければいけないということで5か月分、これを131万9,000円増額すると。そして、その下、新たな部分といたしまして組んでおりました情報システム標準化移行業務委託料、これの5か月分を275万円減額するというものでございます。

5目の財産管理費、補正額4万6,000円を追加し、3,722万4,000円とするものでございます。13節使用料及び賃借料で4万6,000円、庁舎内環境改善システム使用料、この内容につきましては庁舎内が静か過ぎると、それから庁舎が入りづらいという意見の中から対応いたしました有線放送、今現在かかってございますけれども、これの部分の使用料、9月から3月までの使用料となっております。これにつきましては、6月から実施しておりますけれども、この6月からの部分につきましては8月まで試験放送として無料で使用していたという形になります。

7目の企画費、補正額55万円を追加いたしまして、3億8,900万7,000円とするものでございます。7節の報償費18万円、住まいる定住促進事業出産祝い

報償費の増、これは商品券分でございます。出産祝い分。その下、18節の負担金補助及び交付金37万円、住まいる定住促進事業補助金の増、これは出産祝いの現金分でございます。この2つにつきましては、本年当初出生予定が6名予定してございましたけれども、13名の見込みとなったことから、その分増額するものでございます。

9目の防災対策費、補正額1万2,000円を追加し、1,204万2,000円とするものでございます。11節役務費で1万2,000円、災害用携帯電話料の増、これは衛星電話1台町のほうで持っておりますけれども、10月から料金値上げによる増となっております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、補正額1万7,000円を追加し、1億7,052万4,000円とするものでございます。22節の償還金利息及び割引料1万7,000円につきましては国費の過年度分精算還付金、これは障害者医療費部分の国費の精算分でございます。

4目の国民年金費、補正額17万2,000円を追加し、21万7,000円とするものでございます。12節委託料で17万2,000円、国民年金システム改修委託料となっております。これにつきましては、本年の5月に厚労省より通知がありまして7年度税制改正に対応するためのシステムと。内容につきましては、年金生活者の支援給付金の支給要件を判定するため、国保中央会ルートで日本年金機構と市町村との所得情報を共有するためのシステムということとなっております。10割補助となっております。

次のページ、8ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額447万7,000円を追加し、8,558万8,000円とするものでございます。節の中で、先に19節の扶助費を説明させていただきますが、330万円、エネルギー等物価高騰対策子育て世帯給付金となっております。これにつきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして物価高騰による影響の大きい子育て世帯の支援の負担軽減を図るということで、高校生以下の子を扶養する世帯の子供1人当たり1万5,000円を給付するというものでございます。基準日は10月1日付で、予定は216名の予定となっております。上のほうの11節の役務費につきましては、これに関連する郵便料等となっております。12節の委託料110万円、例

規整備支援業務委託料となっております。これにつきましては、8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな事業でございます。全国の自治体で取り組むこととなりますけれども、事業内容といたしましては乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度と。対象は6か月から3歳未満の子、誰でも1時間単位から保育園を利用することができるというものでございまして、その制度のための条例整備、内容といたしましては認可基準、それから確認基準、これらの施設整備をする業務となっております。下のほうの22節償還金利子及び割引料3,000円、国費過年度精算還付金につきましては学童保育の国庫補助精算分となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費、補正額177万9,000円を追加し、4,160万6,000円とするものでございます。12節の委託料97万9,000円、妊婦、産婦健康診査委託料の増となっております。これは、一般健診と超音波検査の部分でございますけれども、7年度当初6件分が13件分の見込みということで増。その下、18節負担金補助及び交付金80万円、妊婦のための支援助成金の増、内容といたしましては妊婦となった方につきましては当初6件が15件、出産見込みとなった方につきましては6件が13件という形の中で、1人5万円ですけれども、この部分の増額をするものでございます。

その下、6款農林水産業費、1項農業費、2目の農業振興費、補正額100万7,000円を追加し、3億5,213万7,000円とするものでございます。11節役務費で5万円、緊急銃猟補償保険料となっております。内容につきましては、9月1日から施行されました改正鳥獣保護法の中で市街地でも市町村長の判断で緊急銃猟が可能となると。このことから、これに関わる対物保険を掛けるというものでございます。18節の負担金補助及び交付金、畑地化促進事業補助金5万円につきましては水田畑地化の部分の改良区の決済金と。1件分でございます。その下の畑作物の産地生産体制確立強化緊急対策事業補助金90万7,000円につきましては、これはソバの湿害対策の実施補助でございまして、7年度は11件分、4,539アール、反当たり2,000円、これの補助でございます。

6目の国営農地整備事業費、補正額478万7,000円を追加し、1,621万4,000円とするものでございます。先に12節の委託料のほうを説明いたします

が、463万5,000円、換地業務再委託料の増となっております。これにつきましては、8年度に向けて雄飛新生地区国営事業の雄飛新生地区の部分、7年度中の農地の動きに関する換地業務の増という形でこの委託を再度組むものでございます。それに関わる1節の報酬14万5,000円と8節旅費7,000円は、それぞれ換地委員の報酬、費用弁償となっているところでございます。

7款1項商工費、2目観光費、補正額492万5,000円を追加し、6,230万2,000円とするものでございます。14節の工事請負費80万円、道の駅電力量計の交換工事費となっております。道の駅それぞれ10か所の計量計についてでございますけれども、一部故障したということで、この際全部交換するというところで10か所分となっているところでございます。17節備品購入費412万5,000円、道の駅備品購入費となっております。これは故障によりまして、加工室のアイス製造、これはジェラートフリーザーという機械でありますけれども、これを1台新たに購入するというものでございます。24年購入で13年経過しているというものでございます。

8款の土木費、4項住宅費、2目住宅建設費、補正額310万円を追加し、1億2,630万7,000円とするものがございます。12節委託料で310万円、説明それぞれ書いてございますけれども、わかば団地の建替事業設計業務委託料440万円、公営住宅等長寿命化改善事業耐力度調査委託料の減、130万円の減となっております。これにつきましては、7年度当初の計画で既設公営住宅1棟にリフォームとリノベーションを行うということで耐力度調査を計画しておりましたけれども、改修に係る概算工事費が新築の単価より高くなったと。このことから、耐力度調査を実施せず現状の維持管理を行っていくということで130万円を落としております。また、これに伴いまして、延期して9年度着工予定としていたわかば団地のF棟、これにつきまして1年前倒しし、8年度から着工するため、今年度で実施設計を委託を計上するというところで440万円を計上したというものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額7万3,000円を追加し、242万9,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で7万3,000円、適応指導教室利用負担金となっております。内容につきまして

ては、不登校児童生徒の生活リズムの改善、それから学習の定着と社会的自立に向けて学校外の教室で通所をする際の利用負担金ということで予算を組んだものでございます。現状3名という形になってございます。

13款1項1目職員費、補正額882万7,000円を追加し、47億91万4,000円とするものでございます。4節の共済費で882万7,000円、市町村職員退職手当組合納付金の増となってございます。これにつきましては、6年度分の退職者に係る退職手当給付金、これが確定したものによりまして3名分の確定額を組んだものでございます。

歳入のほうに移ります。5ページをお開きください。歳入、10款1項1目地方交付税、補正額1,813万8,000円を追加し、16億7,813万8,000円とするものでございます。1節地方交付税で1,813万8,000円、普通交付税の増につきましては財源充当となってございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、補正額290万9,000円を追加し、1,824万3,000円とするものでございます。2節の総務管理費補助金290万9,000円につきましては、地方創生臨時交付金の増、これは物価高騰対策分でございます。

3目の衛生費国庫補助金、補正額80万円を追加し、179万3,000円とするものでございます。1節保健衛生費補助金で80万円、妊婦のための支援給付交付金の増となってございます。

14款国庫支出金、3項国庫委託金、2目の民生費国庫委託金、補正額14万3,000円を追加し、126万7,000円とするものでございます。1節の社会福祉費委託金で14万3,000円は、年金生活者支援給付金支給事務取扱委託金の増と。国民年金システムの分でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額95万6,000円を追加し、2億3,492万3,000円とするものでございます。1節の農業費補助金で95万6,000円は、畑地化促進事業分で4万9,000円、その下の畑地化生産体制確立強化緊急対策事業補助金分で、これはソバ対策ですが、90万7,000円という形になっております。

次のページの3項の道委託金、2目の農業費道委託金、補正額539万5,000円を追加し、1,537万2,000円とするものでございます。1節農業費委託金で539万5,000円は、国営雨竜暑寒地区の換地業務委託金の増、換地の委託増分でございます。

以上で議案第48号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は予算書に従い、歳入は款ごとに、歳出は項ごとに行いたいと思います。

まず、歳出から行います。7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 3款民生費、1項社会福祉費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 8ページ、2項児童福祉費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 4款衛生費、1項保健衛生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 8ページから9ページ、6款農林水産業費、1項農業費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 7款商工費、1項商工費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 8款土木費、4項住宅費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 10ページ、10款教育費、1項教育総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 13 款職員費、1 項職員費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5 ページを御覧ください。10 款地方交付税について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 14 款国庫支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 5 ページから6 ページ、15 款道支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第48号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号6、議案第49号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第49号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度雨竜町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,349万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を御覧いただきたいと思えます。1ページ目、2ページ目でございますけれども、第1表、歳入歳出予算補正といたしまして、合計120万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出ともに1億3,349万5,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額120万2,000円を追加し、1,212万3,000円とするものでございます。12節委託料で120万2,000円、総合行政システム改修委託料となっております。内容につきましては、8年度から施行されます子ども・子育て支援法の中の財源拠出のための健康保険加入者よりその財源を医療保険料と併せて所得に応じて拠出するためのシステム改修費となっているところでございます。

歳入に移ります。7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目事業費国庫補助金、補正額120万2,000円を追加し、120万2,000円。1節で事業費補助金で120万2,000円、総合行政システム改修委託費の事業補助金となっているところでございまして、10割補助となっているところでございます。

以上で議案第49号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。第1款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページを御覧ください。7款国庫支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第49号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号7、議案第50号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第50号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度雨竜町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億887万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を御覧いただきたいと思います。1ページ目、2ページ目につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、補正額175万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出ともに1億887万7,000円とするところがございます。

事項別明細書の歳出のほうをお開きください。6ページであります。1款総務費、2項1目徴収費、補正額175万2,000円を追加し、193万4,000円とするものがございます。12節委託料で175万2,000円、子育て支援金制度施行に伴うシステム改修委託料となっております。この内容につきましても国保会計と同様でございますけれども、8年度から施行されます子ども・子育て支援法の中の財源拠出のため、健康保険加入者よりその財源を医療保険料と併せて所得に応じて拠出するための、そのためのシステム改修となっているところがございます。

歳入であります。5ページをお開きください。3款国庫支出金、1項1目国庫補助基金、補正額175万2,000円を追加し、175万3,000円とするものがございます。1節国庫補助金で175万2,000円につきましては、子育て支援制度の施行に伴います改修補助金となっております、国庫10割補助となっているところがございます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。1款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページを御覧ください。3款国庫支出金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第50号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 令和7年度雨竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号8、議案第51号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第51号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款農業集落排水事業収益、補正前の額7,743万2,000円、補正額593万8,000円、計で8,337万円、第2項営業外収益、補正前の額4,543万2,000円、補正額593万8,000円、計5,137万円。

支出、第1款農業集落排水事業費用、補正前の額8,499万2,000円、補正額593万8,000円、計で9,093万円、第1項営業費用、補正前の額8,287万5,000円、補正額550万7,000円、計で8,838万2,000円、第2項営業外費用、補正前の額181万7,000円、補正額43万1,000円、計で224万8,000円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正前の額7,910万円、補正額69万3,000円、計7,979万3,000円、第3項、他会計補助金、補正前の額はなし、補正額69万3,000円、計69万3,000円。

支出、第1款資本的支出、補正前の額7,730万1,000円、補正額69万3,000円、計で7,799万4,000円、第1項建設改良費、補正前の額7,278万6,000円、補正額69万3,000円、計で7,347万9,000円。

特例的収入及び支出の補正、第3条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ251万円を253万円に、240万円を255万5,000円に改める。

他会計からの補助金の補正、第4条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,667万9,000円を2,331万円に改める。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元に予算書第1号があろうかと思しますので、御覧いただきたいと思ひます。
1 ページから2 ページ、3 ページ、4 ページ、6 ページ、8 ページまでは説明を省略
させていただきます。

横判になってございます9 ページ目、9 ページ、10 ページ、収益的収入及び支出
の部分でございます。先に10 ページのほうを説明させていただきます。収益的支出、
1 款農業集落排水事業費用、1 項営業費用、2 目の処理場費、補正額550万7,0
00円を追加いたしまして、3,346万6,000円とするものでございます。1
3 節委託料で523万2,000円につきましては、処理場の油分除去清掃委託料と
なっているところでございます。19 節薬品費につきましては27万5,000円、
中和剤を購入しているというものでございます。

その下、2 項の営業外費用の1 目の支払利息43万1,000円を補正いたしまし
て、209万8,000円とするものでございます。1 節企業債利息43万1,00
0円、これにつきましては企業債利息の償還額の増、利息増によります増となってい
るところでございます。

収入でございますが、9 ページ目、1 款の農業集落排水事業収益、2 項の営業外収
益、2 目の補助金、補正額593万8,000円を追加し、3,061万7,000
円とするものでございます。1 節の一般会計補助金で593万8,000円は、説明
といたしまして企業債利息が43万1,000円と一般会計繰入金で550万7,
000円を繰り入れているというものでございます。

次のページの11 ページ、12 ページでございますが、資本的収入及び支出の部分
でございます。12 ページのほうから説明させていただきます。1 款の資本的支出、
1 項建設改良費、2 目の処理場建設改良費、補正額69万3,000円を追加し、7,
307万9,000円とするものでございます。17 節工事請負費で69万3,00
0円は、調整槽の攪拌ポンプの交換工事、これは1 台交換しているというものでござ
います。

収入でございますが、11 ページ、1 款の資本的収入、3 項の他会計補助金、1 目
の補助金、補正額69万3,000円を追加し、69万3,000円につきましては、
1 節一般会計補助金として一般会計から繰り入れているものでございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案の質疑は、本議案第2条、収益的収入及び支出の補正、第3条、資本的収入及び支出の補正の質疑の後、第3条の2及び第4条について一括して質疑を受けます。

予算書9ページから10ページをお開きください。収益的収入及び支出について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、11ページから12ページをお開きください。資本的収入及び支出について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、議案第51号中、第3条の2、特例的収入及び支出の補正及び第4条、他会計からの補助金の補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第51号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

議員及び説明員の欠席状況を局長に説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 説明員であります住民課、佐々木主幹が午後から欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上です。

◎認定第1号ないし認定第4号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号9、認定第1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について、日程番号10、認定第2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程番号11、認定第3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程番号12、認定第4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました認定第1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

続きまして、認定第2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

続きまして、認定第3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

続きまして、認定第4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

認定に当たりまして、令和6年度雨竜町一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計並びに農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付すに当たり、地方自治法第233条第5項の規定に基づき別紙資料を添えて提出いたします。

一般会計歳入において、本町の一般財源の根幹となる地方交付税総額は、前年度に比べ3,747万円、2.1%増の18億2,127万8,000円となりました。

また、町税においては、個人住民税が141万4,000円、1.5%減の9,039万5,000円。4年連続の減となり、町税全体では法人町民税及び軽自動車税が若干伸びたものの、決算額は268万8,000円減の2億2,840万円、1.2%の減収となっております。

一般財源ベースでは、前年度に比べ6,144万8,000円、2.6%増の24億1,326万3,000円、歳入総額では、地方交付税及びふるさと納税の増により5億5,197万5,000円、13.7%増の45億7,933万円となったところであります。

一般会計歳出は、前年度に比べ5億2,691万6,000円、13.6%増の43億9,331万9,000円となりました。投資的経費については、前年度に比べ1億3,778万6,000円、20.1%増の8億2,472万9,000円とな

っており、町営住宅建設工事費、防災行政無線更新整備費、ふれあいセンター長寿
化工事費が大半を占めております。また、経常収支比率については86.8%と前年
度に比べ1.2ポイント減となっております。

各種事業を進める上で必要な特定財源である地方債は、前年度に比べ6,020万
円増の5億610万円を発行しておりますが、繰上償還を含む元金償還額は5億1,
114万3,000円となり、年度末現在高は前年度末と比べて504万3,000
円、0.1%減となっております。

また、事業目的基金から5,978万6,000円を繰り入れておりますが、4億
5,623万1,000円を積み立てた結果、基金総額は前年度に比べ3億9,87
2万2,000円、9.5%増の46億646万9,000円となりました。

国民健康保険特別会計では、歳入において保険税が前年度に比べ4.7%の増、繰
入金で一般会計から前年比11.8%増の3,114万5,000円を繰入れし、諸
収入では雑入24.6%減となったところであります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入において保険料が前年度に比べ2.8%の増、
歳出においては広域連合納付金が2.1%増の4,634万5,000円となってお
ります。

農業集落排水事業特別会計では、歳入において使用料、手数料が前年度に比べ3.
5%減であります。国庫支出金は満寿地区機器類製作工事を受けて大幅増となりま
した。

予算執行においては、経費の節減等を図りながら町税等の収納率向上と特定財源の
確保に努めてまいりました結果、実質収支額は一般会計において1億6,776万8,
000円、国民健康保険特別会計では137万9,000円、後期高齢者医療特別会
計では24万円、農業集落排水事業特別会計では1,125万5,000円をそれぞ
れ確保し、黒字決算となっております。

本決算に当たり積極的なご意見を賜り、さらに鋭意努力を重ね、町政執行に万全を
期してまいる所存であります。

令和7年9月4日、雨竜町長、白川久純。

以上、認定第1号から第4号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を

賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

お諮りします。認定第1号から認定4号までの4件については、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託の上、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第4号までの4件については、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決しました。

◎報告第4号及び報告第5号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号13、報告第4号 令和6年度雨竜町の財政健全化判断比率の報告について、日程番号14、報告第5号 令和6年度雨竜町公営企業の資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました報告第4号 令和6年度雨竜町の財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度雨竜町の財政健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

次に、報告第5号 令和6年度雨竜町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度雨竜町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

この2件の報告につきまして担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 報告第4号の記といたしまして、令和6年度雨竜町の財政健全化判断比率。

この比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの指標がございます。この指標に早期健全化、財政再生の基準がそれぞれ表の下段に示されてございます。本町は、この4つの指標のうち実質公債費比率のみが該当し、6.4%となっております。この数字は、一般会計等が負担する元利償還金、さらにそれに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率を過去3年間の平均値により算出し、借入金の返済額、これに準ずる額を指標化し、資金繰りの程度を表したものです。裏面をお開きいただきたいと思いますが、8月22日付におきまして雨竜町代表監査委員、監査委員より意見書の提出をいただいております。

次のページを御覧いただきたいと思いますが、令和6年度財政健全化審査意見書、1、審査の概要といたしまして、提出した関係書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したというものが記載されてございます。

2、審査の結果、（1）、総合意見におきましては、適正に作成されていると認められているというご意見をいただいております。

（2）、個別意見といたしまして、①、実質赤字比率並びに一般会計、3特別会計を含む②、連結実質赤字比率については、いずれも黒字により該当なし。③、実質公債費比率につきましては6.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較をすると、これを下回っている。④、将来負担比率につきましては、令和6年度の将来負担比率は充当可能財源が将来の負担額を上回り、必要とする将来負担すべき額について基金等の充当可能財源があるということで該当なしとなっております。

（3）、是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないというご意見をいただいております。

続きまして、報告第5号の記といたしまして、令和6年度雨竜町公営企業の資金不足比率でございます。雨竜町農業集落排水事業特別会計が該当し、経営健全化基準20%に対しまして令和6年度は資金不足もないため、該当がないというものでございます。

裏面に8月22日付で雨竜町代表監査委員、監査委員より意見書の提出をいただい

てございますコピーがついてございます。

次のページにお進みいただきたいと思います。令和6年度公営企業の経営健全化審査意見書、1、審査の概要、関係書類が適正にされているかどうかを主眼として実施されたというものが記載されてございます。

2、審査の結果、(1)、総合意見といたしまして、書類はいずれも適正に作成されていると認められるという意見をいただいております。

(2)、個別意見といたしましては、資金不足比率については黒字により該当なし。

(3)、是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないという意見をいただいているところでございます。

以上、報告第4号並びに報告第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。報告第4号 令和6年度雨竜町の財政健全化判断比率の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

以上で報告第4号は報告済みとします。

次に、報告第5号 令和6年度雨竜町公営企業の資金不足比率の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

以上で報告第5号は報告済みとします。

◎散会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時48分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員

令和7年第3回雨竜町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年9月10日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸報告
 - 議会報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 認定第 1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第52号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第53号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第11 議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 第12 議案第56号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 第13 議案第57号 雨竜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 議案第58号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

第16 会議案第5号 閉会中の委員会所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
3番 木村啓治	5番 吉本周治
6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一
8番 須見栄一	9番 竹ヶ原利明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
---------	----------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白川久純
農業委員会会長	高島智之
代表監査委員	木村幸一
副町長	源英博
会計管理者 (出納室長)	先名輝彦
総務課長	安田尚之
住民課長	高瀬則道
産業建設課長	佐々木 督
産業建設課技術長	西井浩司
総務課主幹 (総務)	梶田勝也
総務課主幹 (企画財政)	長原康雄
住民課主幹 (福祉生活環境)	青柳祐揮枝

住民課主幹 (保健)	佐々木 未 歩
産業建設課主幹 (農政林務)	宗 近 秀 靖
産業建設課主幹 (商工観光)	小 川 智 代
産業建設課主幹 (建設管理)	西 井 浩 司
出納室主幹 (税務会計)	小 川 和 宏
教 育 長	糸 谷 尚 徳
教 育 課 長	瀧 山 智 治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北 川 忠
農 業 委 員 会 長 農 務 局	佐 々 木 督
農 業 委 員 会 長 農 務 局 次	藤 田 岳 民
監 査 委 員 事 務 局 長 書 記	小 宮 山 め ぐ み

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 宮 山 め ぐ み
主 任 級 主 事	岩 塚 圭 輔

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しておりますので、令和7年第3回雨竜町議会定例会第7日を開会します。

本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、9月4日第1日目に配付した資料のとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付してあります議事日程表を御覧ください。

令和7年第3回雨竜町議会定例会議事日程第2号。第7日、令和7年9月10日水曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、諸報告として議会報告。日程番号3、一般質問1件。日程番号4から7、認定第1号から第4号、令和6年度一般会計ほか3特別会計の歳入歳出決算認定について4件。日程番号8及び9、議案第52号及び第53号、条例の制定2件。日程番号10から12、議案第54号から第56号、規約の変更3件。日程番号13及び14、議案第57号及び第58号、人事案件2件。日程番号15、意見書案第3号、意見書案1件。日程番号16、会議案第5号、会議案1件。以上を本日の議題とするものであります。なお、議件名については記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させました日程により進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和7年第3回雨竜町議会定例会議事日程第2号のとおり進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条により、

1番 吉見拓也 議員 2番 佐々木 徹 議員

を指名いたします。

◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、諸報告を行います。

議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付してあります議会報告書を御覧ください。

今回は、令和7年9月4日から9日までの間のものです。

委員会の開催状況につきまして記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で諸報告を終了します。

◎一般質問

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、一般質問を行います。

質問者は内容を簡潔明瞭に質問され、答弁者も簡潔に答弁願います。

質問順1番、町立学校における複式学級の対応は。

1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 1番、吉見です。町立学校における複式学級の対応はということで質問させていただきます。

本町の学校教育においては、1971年に小学校が統合され、町内に小学校1校、中学校1校として進めてきましたが、校舎の老朽化等による再編の必要性から中学校を整備した施設一体型併設校として2014年に開校し、その後小中一貫教育制度を導入しながら9年間を見通した教育体制を整備してきました。人口減少が進むとともに

に出生数も減ることにより児童数も減少し、近年では入学児童が1桁となる年もあり、今後も児童数の増加が見込めない中、児童数が少な過ぎて単式学級が編制できない場合、教育の進め方として2学年を併せた複式学級があるところでもあります。複式学級にはメリットやデメリットがあるところではありますが、町立学校においては来年の春から公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引によれば複式学級が導入されることとなりますが、子供たちへの教育を考えると小さな町でも複式学級ではなく単式学級で授業を進めていく必要があると思います。そのためには、町単独で教員を採用しなければならないことも考えられます。保護者が次年度以降の教育に不安を抱える中で複式学級への対応について教育委員会や教育委員、また学校や保護者の理解など課題があるところではありますが、令和8年度から予想される複式学級への対応はどのように考えているのか教育長へ伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） ご質問のありました複式学級の対応についてではありますが、最初に複式学級の仕組みについてご説明申し上げます。

複式学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び法施行令におきまして、小学校の場合は1年生を除き隣り合う2つの学年で16人以下になった場合に1学級に編制することができるというものでありまして、このような状況になった場合道費支弁の教職員が配置されることはほぼなく、地元市町村はいろいろな選択肢を持って学級編制をしていかなければならないところでございます。

そこで、考えられる学校編制といたしましては、1つ目としては国の基準に基づいてそのまま教員1名による複式学級とする。2つ目といたしましては、教員1名とそれを補完する人員、教員に限らずですけれども、市町村費で採用し、複式学級とする。3つ目として、複式を解消するため、市町村費で教職員を配置し、単式とする。これらの3つの方法が主立ったものと考えております。

なお、16人の考え方ですけれども、あくまでも普通学級における児童数であること、また特例として1年生を含むときは2つの学年で8人以下となった場合複式の対象となることを申し添えます。

次に、本町における現在の小学校の児童数は6年生21人を筆頭に減り続け、今年

度の入学者は初めて1桁の8人となりました。今後転入や児童数の変動の可能性も考えられますが、現段階では来年度以降2つの学年で特別支援学級の児童を除き合計で16名となることから、一番多い人数での複式学級となる予定であります。先ほどの質問の中で複式学級にはメリット、デメリットがあるとのことでしたけれども、私の思うところ、まずメリットとしては異なる学年での縦の交流が生まれる、授業中に子供同士が教え合うなど助け合う気持ちが生まれやすい、子供の自主性、自立性がより大きく育成されるなどのよい面がある一方で、授業に制約が生じる、直接指導と間接指導の時間が交互に発生する、学年の組み合わせによっては教科が異なることから、より一層教員の負担が大きくなるといった懸念があります。

そのような中、雨竜小学校では7月に1年生と2年生の保護者を対象に複式学級の編制についての説明会を開催しました。複式とはどういうものか、基準はどうなっているのか、今後の入学予定者や近隣市町の状況を説明し、保護者からの意見を伺ったところでございます。意見としては、やむを得ないところと理解を示す方ごく僅かいましたけれども、過半の方が学年の異なる児童が同一教室で担任1人からの直接指導、間接指導による授業体制を心配する声や児童の学習環境において一人一人にかかる時間が少なくなるなど、学力低下を危惧する意見が多数寄せられております。人数が少なくても単式での学級編成を望む声が多く寄せられたところでございます。

急速に変化する社会に対応しながら全ての子供たちの可能性を最大限に引き出すことを目指す令和の日本型教育では、1人1台端末を活用した授業内容の高度化が進んでおりまして、個別最適な学びと協働的な学びを両輪とした主体的、対話的で深い学びの実現を目指しており、よりきめ細かな指導が求められている状況であることから、現状の単式学級を維持していくことがこれらの課題解消に向けては不可欠であると教育委員会では考えております。

以上であります。

○議長（竹ヶ原利明） 1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 子供たちの授業の内容が変化していく中、本町としては児童数が減少してもよりきめ細やかな指導を進めていくために複式学級ではなく単式学級維持に取り組むことは理解しました。次年度複式学級の対象になる保護者への説明は7

月に行っておりましたが、保護者への不安を少しでも早く解消するためにも複式学級の可能性が考えられる場合には早い段階での保護者への説明を今後行っていただきたいと思えます。教員不足が続いている中、期限付教員の確保は大変厳しい状況ではあると思われませんが、次年度に向けて各教育関係機関との協力も考えられます。本町の教育維持のためにも、ぜひ教員とそのための財源の確保を進めていくべきではありますが、再度教育長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 教員不足問題が日常化している今日、非常に厳しい環境ではありますが、複式を解消し、単式学級を維持するためにはまず教員の確保が第一でございます。北海道教育局はじめ各教育関係機関とも協議を進めてまいりたいと考えております。また、併せて財源の確保につきましても鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

なお、説明会の開催をもう少し早い段階でとのご指摘については、ご意見として伺っておきます。

以上でございます。

○議長（竹ヶ原利明） 1番、吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 本町の学校は、教員が一人一人の児童と寄り添い、きめ細やかな指導を行っていると感じています。今後においても引き続ききめ細やかな教育を維持していただきたく、併せて単式学級の維持とそれに伴う教員と財源の確保を強く要望申し上げて質問を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 雨竜町では、義務教育9年間の資質、能力の向上を目指し、子供たち一人一人に対してきめ細やかな指導体制の下、授業を行ってきており、今後におきましてもこれらの指導体制は継続してまいりたいと考えております。先ほどの答弁と重複しますが、いずれにいたしましても複式を解消するにはまず教員を確保しなければならず、北海道教育局はじめ各教育関係機関等とも協議を進めるとともに、併せて財源の確保についても鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で一般質問を終わります。

質問席移動のため暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎認定第1号ないし認定第4号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、認定第1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について、日程番号5、認定第2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程番号6、認定第3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程番号7、認定第4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件を一括議題といたします。

本件は、9月4日に開催された定例会第1日に提案され、議長及び議選監査委員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査するよう議決されました。決算審査特別委員会では、9月4日、5日及び9日の3日間委員会が開催され、審査を実施、会議規則第40条の規定に従い、その結果について委員長から議長宛てに報告書が提出されました。その写しをお手元に配付してありますので、委員長より報告を受けます。

吉見委員長。

○決算審査特別委員会委員長（吉見拓也） 雨竜町議会決算審査特別委員会審査報告書。

認定第1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定、認定第2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、認定第3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、認定第4号 令和6年度雨竜町農業集落排

水事業特別会計歳入歳出決算認定、本委員会に付託された上記案件の審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条により報告する。

令和7年9月9日、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様。

雨竜町議会決算審査特別委員会委員長、吉見拓也。

記、第1、審査の経過。令和7年9月4日、5日及び9日の3日間委員会を開催し、5日より各会計決算の説明を受けるとともに、疑義問題点について関係職員の出席を求めて慎重審査を行い、9月9日閉会した。

第2、審査の結果。認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、次の意見をつけて認定すべきものと決した。

裏面を御覧ください。審査意見。令和6年度決算は、一般会計ほか3特別会計においていずれも決算剰余があり、一般会計における実質収支では1億6,776万8,000円と対前年度12.1%の増となっている。

歳入では、自主財源となる個人住民税の現年度分における収入が対前年度比1.6%の減、固定資産税において対前年度比2.2%の減となっているが、法人住民税において対前年度比20.3%の増となっており、町税全体では減収となったが、収納状況は高い収納率を維持しており、日頃の徴収業務によるものと評価する。

寄附金においては対前年度267.3%の増となっており、ふるさと納税における定期便などの米の需要が大幅に伸びたことが増額の要因となったと考えられる。今後返礼品の確保を図るとともに、委託業者と連携を図り積極的なPR活動に努められたい。

依存財源である地方交付税は、18億2,127万8,000円と歳入全体の39.8%と依然として大きな割合を占めている。町債は5億610万円で対前年度比13.5%の増となっており、主な事業として防災行政無線整備事業債、町道整備事業債、公営住宅建設事業債のほか、消防自動車購入事業債となっている。

歳出では、投資的経費の合計額が普通建設事業費で8億2,472万9,000円と対前年度比20.1%の増と歳出総額の18.8%を占めており、町営住宅建設事業費、ふれあいセンター長寿命化改修事業のほか、防災行政無線更新事業費等が増加の主な要因となっている。

地方債の年度末残高については、対前年度比0.1%減となっており、財政の健全化を示す実質公債費比率からも健全な財政運営がなされていると言える。今後とも地方債の発行については、適切な運用と償還を図られ、適正な財源確保と予算執行による円滑な事業推進を期待するものである。

国民健康保険特別会計を含む3特別会計は適切に運用されている。

なお、次のとおり意見を付するので、留意されたい。

歳入関係。町債及び各種基金の運用等については、事業に応じ適正に活用されており、引き続き将来負担を抑えた適切な管理と運用を図られたい。実質収支、単年度収支ともに良好な状況であり、今後も健全な財政運営に努められたい。

歳出関係。近年米を取り巻く状況が大きく変化する中、うりゅう米というブランドの価値を高めるため、作付面積を増やすべく各関係機関と共にさらなるPRを進められたい。時代のニーズ合った施策を今後も取り組み、住んでもらえる雨竜の魅力を発信するよう努められたい。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） これより質疑に入ります。

認定第1号から認定第4号までの委員長報告について質疑があれば受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。認定第1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和6年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和6年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和6年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◎議案第52号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号8、議案第52号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第52号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。改正案により説明をさせていただきます。第1条、目的におきまして、法改正により下線部分の部分休業に係る扱いが追加されるものでございます。

第17条、部分休業を請求することができない職員の扱いにおける文言を追加するものでございます。下線の部分において追加されてございます。

第18条におきましては、部分休業の承認の内容が拡充されたことによりまして第18条におきましては文言の修正、第18条の2におきましては第2号ということで文言が追加されてございます。第1号では、1日の中で勤務を要しない扱い、そして第2号では1年の間で勤務を要しない扱いがそれぞれ修正、追加されているものでございます。内容については、記載のとおりでございます。

第18条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年間の期間について記

載をさせていただきます。

次のページでございます。第18条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間の扱い、これについて追加されているものでございます。

第18条の5におきましては、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の定義を追加するものでございます。

第19条につきましては部分休業をしている職員の給与の扱い、第20条におきましては部分休業の承認の取消し事由をそれぞれ法改正により文言を修正しているものでございます。

附則、第1項、施行期日、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第2項、経過措置、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

以上、議案第52号、雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第52号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 雨竜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号9、議案第53号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第53号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第15条、介護休暇、この条文中、下線の部分において法改正により文言を修正するものでございます。

第17条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等ということで条文が追加されるものでございまして、備考欄にございます育児に係る両立支援制度利用の環境整備のための条を追加するものでございます。内容につきましては、下線の部分が追加されてございますが、制度の周知と意向確認それぞれを行うことの文言が追加されているものでございます。

次のページ、第17条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、この部分につきましては条を繰り下げ、下線部分の文言を修正するも

のでございます。

第17条の4、勤務環境の整備に関する措置、この部分につきましては条を繰り下げるものでございます。

附則、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

以上、議案第53号、雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第53号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 雨竜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号10、議案第54号 北海道市町村職員退職手当組
合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように変更する。

別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説明、加入団体の脱退に伴い、規約別表（2）の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正案のほうで説明をさせていただきます。附則におきましては、根拠法を追加するものでございます。

その下、別表（2）、この部分につきましては、この表中、組織団体の減少に伴い、下線の部分の団体名を変更するものでございます。

以上、議案第54号、市町村職員退職手当組合格約の一部変更についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第54号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号11、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定より、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説明、加入団体の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。表中、附則につきましては根拠法を追加するものでございます。

別表第1、組織団体の減少に伴い変更するものでございまして、下線の部分の団体が削除されているものでございます。

以上、議案第55号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更につ

いての説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第55号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号12、議案第56号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第56号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記、北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。

別表第1、檜山振興局(11)の項中「(11)」を「(10)」に改め、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説明、加入団体の脱退に伴い、規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。表中、附則におきましては根拠法を追加するものでございます。

別表第1及び別表第2におきましては、組織団体の減少に伴いそれぞれ内容を変更しているものでございます。

以上、議案第56号、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(竹ヶ原利明) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第56号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第57号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号13、議案第57号 雨竜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました議案第57号 雨竜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を任命することについて議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

記、氏名、柴垣仁美、任期、令和7年10月1日から令和11年9月30日まで、4か年。

説明、雨竜町教育委員会委員、柴垣仁美氏は、令和7年9月30日、任期が満了するので、上記の者を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

裏面に柴垣氏の経歴が載っておりますので、ご一読いただきたいと思います。

以上、議案第57号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきましてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件であり、この際討論を用いないで原案に同意することに決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 雨竜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第58号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号14、議案第58号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました議案第58号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定により、次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出、雨竜町長、白川久純。

記、氏名、池田弘一、任期、令和7年11月1日から令和10年10月31日までの3か年。

説明、雨竜町固定資産評価審査委員会委員、池田弘一氏は、令和7年10月31日任期が満了するので、上記の者を選任することについて、議会の同意を求めるものがあります。

裏面に池田氏の経歴が記載されております。ご一読いただきたいと思います。

以上、議案第58号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきましてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件であり、この際討論を用いなくて原案に同意することに決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎意見書案第3号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号15、意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別記関係行政庁に対し標記意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和7年9月4日提出。

提出者、雨竜町議会議員、吉見拓也。賛成者、雨竜町議会議員、野村耕次郎、同じく賛成者、雨竜町議会議員、佐々木徹。

雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様。

記、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

次ページをお開きください。本意見の要旨につきましては、北海道の道路を取り巻く環境は、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えており、その課題を解消し、激甚化、頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも国土強靱化の取組をより一層推進し、特段の措置を講ずるよう強く要望するものです。

記を要約、朗読し、説明に代えさせていただきます。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁等の老朽化対策などを確実に進めるために今後の資材価格、人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算、財源を確保すること。

3、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること。

4、舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月4日、北海道雨竜郡雨竜町議会。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 提案者の提案理由及び内容の説明が終わりました。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎会議案第5号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号16、会議案第5号 閉会中の委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長に朗読説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第5号 閉会中の委員会所管事務調査について。

閉会中の所管事務調査について各委員会より次のとおり申出があったので、許可することについて付議する。

令和7年9月4日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記、委員会名、議会運営委員会。件名、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、令和7年第4回定例会まで。

委員会名、行政常任委員会。件名、学校施設の現状と今後の環境整備。調査期間、令和7年第4回定例会まで。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） お諮りします。

本案を原案のとおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第5号 閉会中の委員会所管事務調査については、申出のとおり許可することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本議会に付議された議案全部の審議が終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第3回雨竜町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時21分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員